明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六六）　一
〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業五）　八
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一四）　一〇
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産六）　一三
〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業三）　二〇
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四四）　三一
〔告　示〕
○教科用図書の検定に関する件（文部科学六八）　二六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一三四八）　二九
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一三四九）　三三
○肥料の登録が失効した件（同一三五〇）　三三
〔公　告〕
裁判所
　破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
　弁理士登録関係　五六
会社その他
　会社決算公告　六二

府令

○内閣府令第六十六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二十一項及び第十二条の二第二項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第八十五条の四第二項並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年七月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（電子決済等代行業に該当しない行為） **第一条の三の三**　法第二条第二十一項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。以下同じ。）を取得して行うものを除く。 一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為 二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為 三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為 四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為であつて、当該行為に先立つて、同号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの 五　法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下この章及び次章において同じ。）がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）に属する他の法人等である預金者又は法第二条第二十一項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為 （外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出） **第十条の二**　［略］ ２　前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、同項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。 ３　［略］	（電子決済等代行業に該当しない行為） **第一条の三の三**　法第二条第二十一項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（同号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。 一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為 二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為 三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為 四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、法第二条第二十一項第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの［号を加える。］ （外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出） **第十条の二**　［同上］ ２　前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。 ３　［同上］

（電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置）

第十三条の六の十二　銀行は、次に掲げる事項について定めた電子決済等代行業者（第三十四条の六十四の七第二項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一　電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

二　電子決済等代行業者がその営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第二条第二十一項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

三　前号に規定する体制のうち、法第二条第二十一項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

五　当該銀行において電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

六　その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携及び協働を検討するに当たつて参考となるべき情報

2　銀行は、電子決済等代行業者との間で法第五十二条の六十一の十第一項の契約を締結しようとするときは、当該電子決済等代行業者がその営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等）

第十四条の八　法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一　［略］

二　当該銀行が外国銀行を当該銀行の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該銀行が当該外国銀行との間で当該銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

［三・四　略］

2　［略］

［条を加える。］

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等）

第十四条の八　［同上］

一　［同上］

二　当該銀行が外国銀行を当該銀行の子法人等又は関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）として有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該銀行が当該外国銀行との間で当該銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

［三・四　同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第九十九条の二**　法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第九十九条の四第二項第一号及び第百七十条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。以下同じ。）を取得して行うものを除く。 一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為 二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為 三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為 四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為であつて、当該行為に先立つて、同号の金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの 五　法人等（令第十一条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下この号、第百十三条の三、第百十三条の四及び第百二十条において同じ。）がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。）に属する他の法人等である預金者又は法第八十五条の四第二項第二号に規定する預金者若しくは積金者の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為 （信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置） **第百十二条の五**　金庫は、次に掲げる事項について定めた信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 一　信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針 二　当該金庫が信用金庫であるときは、当該信用金庫が法第八十五条の七第一項に規定する同意をするかどうかの別	（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第九十九条の二**　法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第八十五条の四第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第九十九条の四第二項第一号及び第百七十条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第百七十条の二の八第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。 一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為 二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為 三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為 四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、法第八十五条の四第二項第一号の金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの ［号を加える。］ ［条を加える。］

三　信用金庫電子決済等代行業者がその営む信用金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四　前号に規定する体制のうち、法第八十五条の四第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

五　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

六　当該金庫において信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

七　その他信用金庫電子決済等代行業者が当該金庫との連携及び協働を検討するに当たつて参考となるべき情報

2　金庫は、信用金庫電子決済等代行業者との間で法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項の契約を締結しようとするときは、当該信用金庫電子決済等代行業者がその営む信用金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫又は同項の信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第百十三条の三　令第十一条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であつて、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第百十三条の五第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第十一条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする連結財務諸表提出会社である法人等の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第百十三条の三　令第十一条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であつて、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第百十三条の五第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第十一条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする連結財務諸表提出会社である法人等（同条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

改正後

（信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置）

第四十九条の五　信用協同組合等は、次に掲げる事項について定めた信用協同組合電子決済等代行業者（第百十条の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一　信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

二　当該信用協同組合等が信用協同組合であるときは、当該信用協同組合が法第六条の五の五第一項に規定する同意をするかどうかの別

三　信用協同組合電子決済等代行業者がその営む信用協同組合電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等（第百十条の二ただし書に規定する識別符号等をいう。次項において同じ。）を取得することなく当該信用協同組合等に係る信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四　前号に規定する体制のうち、法第六条の五の二第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

五　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

六　当該信用協同組合等において信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

七　その他信用協同組合電子決済等代行業者が当該信用協同組合等との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

2　信用協同組合等は、信用協同組合電子決済等代行業者との間で法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項の契約を締結しようとするときは、当該信用協同組合電子決済等代行業者がその営む信用協同組合電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該信用協同組合等又は同項の信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第五十条の二　令第三条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であって、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第五十条の四第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第三条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（令第三条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下この条、次条、第五十七条及び第百十条の二第五号において同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

改正前

［条を加える。］

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第五十条の二　令第三条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であって、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第五十条の四第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第三条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（令第三条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為）

第百十条の二　法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第百十条の四第二項第一号及び第百十条の二十六において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（信用協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第百十条の二十四第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為であって、当該行為に先立って、同号の信用協同組合等と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五　法人等がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。）に属する他の法人等である預金者又は法第六条の五の二第二項第二号に規定する預金者若しくは積金者の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為）

第百十条の二　法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第六条の五の二第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第百十条の四第二項第一号及び第百十条の二十六において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（信用協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第百十条の二十四第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第六条の五の二第二項第一号の信用協同組合等と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

［号を加える。］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年七月九日から施行する。

（銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等の廃止）

第二条　次に掲げる府令は、廃止する。

一　銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第三十一号）

二　信用協同組合及び信用協同組合連合会の信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第三十二号）

三　信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第三十三号）

（電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置等に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令第二条各号に掲げる事項について定めた電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十三条の六の十二第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

2　この府令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令第二条各号に掲げる事項について定めた信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、施行日において第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百十二条の五第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

3　この府令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の信用協同組合及び信用協同組合連合会の信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令第二条各号に掲げる事項について定めた信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、施行日において第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十九条の五第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

第四条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府
財務省
経済産業省令第五号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十四条第二項及び第六十条の二第一項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年七月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（商工組合中央金庫の子会社等） **第十二条**　法第二十三条第一項第二号に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　商工組合中央金庫の関連法人等（令第七条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）	（商工組合中央金庫の子会社等） **第十二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　商工組合中央金庫の関連法人等（令第七条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章において同じ。）
（商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置） **第二十三条の五**　商工組合中央金庫は、次に掲げる事項について定めた商工組合中央金庫電子決済等代行業者（令第十六条第七項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 一　商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針 二　商工組合中央金庫電子決済等代行業者がその営む商工組合中央金庫電子決済等代行業（法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等（第八十九条の二ただし書に規定する識別符号等をいう。次項において同じ。）を取得することなく商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期 三　前号に規定する体制のうち、法第六十条の二第一項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期 四　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針 五　商工組合中央金庫において商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先 六　その他商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報	［条を加える。］

２　商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者との間で法第六十条の十二第一項の契約を締結しようとするときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者がその営む商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

（商工組合中央金庫の特定関係者）

第三十一条　令第七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条及び第八十九条の二第五号において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　略］

［２・３　略］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　［略］

２　法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～六の二　略］

六の三　商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［七～五十　略］

［３～８　略］

（商工組合中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第八十九条の二　法第六十条の二第一項に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（商工組合中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第八十九条の十二第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為

（商工組合中央金庫の特定関係者）

第三十一条　令第七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

［２・３　同上］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　［同上］

２　［同上］

［一～六の二　同上］

六の三　商工組合中央金庫電子決済等代行業（法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［七～五十　同上］

［３～８　同上］

（商工組合中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第八十九条の二　法第六十条の二第一項に規定する主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第六十条の二第一項第一号に規定する預金者をいう。以下同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（商工組合中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第八十九条の十二第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為であって、当該行為に先立って、商工組合中央金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五　法人等がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。）に属する他の法人等である預金者又は法第六十条の二第一項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為

［項を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、商工組合中央金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

［号を加える。］

2　法第六十条の二第一項に規定する主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（商工組合中央金庫電子決済等代行業者（第八十九条の四第一項第一号に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫の双方が法第六十条の十二第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年七月九日から施行する。

（株式会社商工組合中央金庫の商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令の廃止）

第二条　株式会社商工組合中央金庫の商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（平成二十九年内閣府・財務省・経済産業省令第三号）は、廃止する。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置に関する経過措置）

第三条　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の株式会社商工組合中央金庫の商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、この命令の施行の日においてこの命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第二十三条の五第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府・厚生労働省令第十四号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第二項及び同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十二条の二第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年七月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（労働金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第八十二条の二**　法第八十九条の五第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第八十二条の四第二項第一号及び第百五十二条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。以下同じ。）を取得して行うものを除く。 一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為 二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為 三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為 四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為であつて、当該行為に先立つて、同号の金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの 五　法人等（令第五条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下この号、第九十五条の三、第九十五条の四及び第百二条において同じ。）がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。）に属する他の法人等である預金者又は法第八十九条の五第二項第二号に規定する預金者若しくは積金者の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為 （労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置） **第九十四条の五**　金庫は、次に掲げる事項について定めた労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 一　労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針 二　当該金庫が労働金庫であるときは、当該労働金庫が法第八十九条の八第一項に規定する同意をするかどうかの別	（労働金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第八十二条の二**　法第八十九条の五第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第八十九条の五第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第八十二条の四第二項第一号及び第百五十二条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第百五十二条の二の八第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。 一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為 二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為 三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為 四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、法第八十九条の五第二項第一号の金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの ［号を加える。］ ［条を加える。］

三　労働金庫電子決済等代行業者がその営む労働金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四　前号に規定する体制のうち、法第八十九条の五第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

五　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

六　当該金庫において労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

七　その他労働金庫電子決済等代行業者が当該金庫との連携及び協働を検討するに当たつて参考となるべき情報

2　金庫は、労働金庫電子決済等代行業者との間で法第八十九条の六第一項又は第八十九条の八第一項の契約を締結しようとするときは、当該労働金庫電子決済等代行業者がその営む労働金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫又は同項の労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第九十五条の三　令第五条第一項第一号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であつて、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第九十五条の五第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第五条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする連結財務諸表提出会社である法人等の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第九十五条の三　令第五条第一項第一号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であつて、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第九十五条の五第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第五条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする連結財務諸表提出会社である法人等（令第五条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年七月九日から施行する。

（労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令の廃止）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（平成二十九年内閣府令第三号）は、廃止する。

（労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置に関する経過措置）

第三条　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、この命令の施行の日においてこの命令による改正後の労働金庫法施行規則第九十四条の五第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤勝信

内閣府令第三号

労働金庫電子決済等代行業者がその営む労働金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四　前号に規定する体制のうち、法第八十九条の五第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

五　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

六　当該金庫において労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

七　その他労働金庫電子決済等代行業者が当該金庫との連携及び協働を検討するに当たつて参考となるべき情報

2　金庫は、労働金庫電子決済等代行業者との間で法第八十九条の六第一項又は第八十九条の八第一項の契約を締結しようとするときは、当該労働金庫電子決済等代行業者がその営む労働金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫又は同項の労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第九十五条の三　令第五条第一項第一号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であつて、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第九十五条の五第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第五条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする連結財務諸表提出会社である法人等の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第九十五条の三　令第五条第一項第一号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であつて、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第九十五条の五第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第五条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする連結財務諸表提出会社である法人等の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年七月九日から施行する。

（労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令の廃止）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（平成二十九年内閣府令第三号）は、廃止する。

（労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置に関する経過措置）

第三条　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、この命令の施行の日においてこの命令による改正後の労働金庫法施行規則第九十四条の五第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣農林水産省令第六号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六第二項及び第九十二条の五の二第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十二第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百十条第二項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十七条第二項及び第九十五条の五の二第二項並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第二十四条の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年七月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置） **第十四条の十**　組合は、次に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者（第五十七条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 一　特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針 二　当該組合が法第九十二条の五の五に規定する同意をするかどうかの別 三　特定信用事業電子決済等代行業（法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等（第五十七条の三十一の十八ただし書に規定する識別符号等をいう。次項において同じ。）を取得することなく当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期 四　前号に規定する体制のうち、法第九十二条の五の二第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期 五　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針 六　当該組合において特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先 七　その他特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報 2　組合は、特定信用事業電子決済等代行業者との間で法第九十二条の五の三第一項の契約を締結しようとするときは、当該特定信用事業電子決済等代行業者がその営む特定信用事業電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。	［条を加える。］

（従属業務等）

第三十五条　［略］

２　法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

［一～一の八　略］

一の九　特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［二～三十一　略］

［３～５　略］

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十七条の三十一の十八　法第九十二条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、貯金者（同項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）から当該貯金者に係る識別符号等（法第十条第一項第三号の事業を行う組合が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第五十七条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為

二　貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為

三　貯金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為

四　貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為であって、当該行為に先立って、同号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五　法人等がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等（第十条第三項に規定する関連法人等をいう。）の集団をいう。）に属する他の法人等である貯金者又は法第九十二条の五の二第二項第二号に規定する貯金者等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（従属業務等）

第三十五条　［同上］

２　［同上］

［一～一の八　同上］

一の九　特定信用事業電子決済等代行業（法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［二～三十一　同上］

［３～５　同上］

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十七条の三十一の十八　法第九十二条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるものとする。ただし、貯金者（法第九十二条の五の二第二項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）から当該貯金者に係る識別符号等（法第十条第一項第三号の事業を行う組合が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第五十七条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二　貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う行為

三　貯金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四　貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第九十二条の五の二第二項第一号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

［号を加える。］

改正後

（特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置）

第十二条の九　組合又は連合会は、次に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者（第五十条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一　特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

二　当該組合又は連合会が法第百十三条に規定する同意をするかどうかの別

三　特定信用事業電子決済等代行業者がその営む特定信用事業電子決済等代行業（法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等（第五十条の三十一の十八ただし書に規定する識別符号等をいう。次項において同じ。）を取得することなく当該組合又は連合会に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第百十条第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四　前号に規定する体制のうち、法第百十条第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

五　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

六　当該組合又は連合会において特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

七　その他特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合又は連合会との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

2　組合又は連合会は、特定信用事業電子決済等代行業者との間で法第百十一条第一項の契約を締結しようとするときは、当該特定信用事業電子決済等代行業者がその営む特定信用事業電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該組合又は連合会に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　［略］

2　［略］

3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

［一～一の四　略］

一の五　特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

［一の六～十五　略］

［4・5　略］

改正前

［条を加える。］

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～一の四　同上］

一の五　特定信用事業電子決済等代行業（法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

［一の六～十五　同上］

［4・5　同上］

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十条の三十一の十八　法第百十条第二項の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、貯金者（同項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）から当該貯金者に係る識別符号等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第五十条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第百十条第二項第一号に掲げる行為

二　貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う法第百十条第二項第一号に掲げる行為

三　貯金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第百十条第二項第一号に掲げる行為

四　貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第百十条第二項第一号に掲げる行為であって、当該行為に先立って、同号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五　法人等がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。）に属する他の法人等である貯金者又は法第百十条第二項第二号に規定する貯金者等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係） **第三十八条**　法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係） **第三十八条**　［同上］

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十条の三十一の十八　法第百十条第二項の主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるものとする。ただし、貯金者（法第百十条第二項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）から当該貯金者に係る識別符号等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第五十条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二　貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う行為

三　貯金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四　貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第百十条第二項第一号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの［号を加える。］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八ただし書	貯金者（同項第一号	預金者（再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法第九十二条の五の二第二項第一号
［略］		
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八第一号から第四号まで	貯金者	預金者
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八第五号	貯金者又は法	預金者又は再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法
［略］	貯金者等	預金者等

（他の命令の適用）

第四十一条　令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十九号までに掲げる命令の規定を適用する。

［一～四十四の三　略］

四十四の四　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（第十四条の十（第一項第二号を除く。）に限る。）

四十四の五　［略］

［四十五～五十九　略］

2　令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
財務省組織規則第百九十六条第三十二号ハ	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
［略］		

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八ただし書	貯金者（法	預金者（再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法
［同上］		
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八各号	貯金者	預金者
［項を加える。］		
［同上］		

（他の命令の適用）

第四十一条　［同上］

［一～四十四の三　同上］

［号を加える。］

四十四の四　［同上］

［四十五～五十九　同上］

2　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
財務省組織規則第百九十六条第三十一号ハ	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置） **第七十条の五**　農林中央金庫は、次に掲げる事項について定めた農林中央金庫電子決済等代行業者（第百四十七条の十六の五第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 一　農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針 二　農林中央金庫電子決済等代行業者がその営む農林中央金庫電子決済等代行業（法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等（第百四十七条の十六の三ただし書に規定する識別符号等をいう。次項において同じ。）を取得することなく農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期 三　前号に規定する体制のうち、法第九十五条の五の二第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期 四　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針 五　農林中央金庫において農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先 六　その他農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報 2　農林中央金庫は、農林中央金庫電子決済等代行業者又は法第九十五条の五の五第一項の特定信用事業電子決済等代行業者との間で法第九十五条の五の三第一項又は第九十五条の五の五第一項の契約を締結しようとするときは、当該農林中央金庫電子決済等代行業者又は特定信用事業電子決済等代行業者がその営む農林中央金庫電子決済等代行業又は同項の特定信用事業電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等（同項の会員農水産業協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報を含む。）を取得することなく農林中央金庫電子決済等代行業又は同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。 （従属業務等） **第九十七条**　［略］ 2　法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。 ［一～七の二　略］	［条を加える。］ <

七の三　農林中央金庫電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［八～三十九　略］

［3～5　略］

（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第百四十七条の十六の三　法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（農林中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第百四十七条の十六の二十六第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為であって、当該行為に先立って、農林中央金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五　法人等がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。）に属する他の法人等である預金者又は法第九十五条の五の二第二項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年七月九日から施行する。

（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令等の廃止）

第二条　次に掲げる命令は、廃止する。

一　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（平成二十九年内閣府令第三号）

七の三　農林中央金庫電子決済等代行業（法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［八～三十九　同上］

［3～5　同上］

（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第百四十七条の十六の三　法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第九十五条の五の二第二項第一号に規定する預金者をいう。以下同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（農林中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第百四十七条の十六の二十六第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、農林中央金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

［号を加える。］

二　水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合等の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（平成二十九年内閣府令第四号）

三　農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（平成二十九年内閣府令第五号）

（特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置等に関する経過措置）

第三条　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の十第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

2　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合等の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、施行日において第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の九第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

3　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、施行日において第四条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第七十条の五第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○農林水産省経済産業省令第三号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月八日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表第二（第四十八条関係）	別表第二（第四十八条関係）
商品取引所	商品取引所
商品市場	商品市場
数量	数量
上場商品構成品又は上場商品指数の種類	上場商品構成品又は上場商品指数の種類
数量	数量
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
株式会社堂島取引所	株式会社堂島取引所
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
米穀指数市場	（新設）
八百枚	（新設）
米穀指数	（新設）
二十枚	（新設）

附　則

この省令は、令和六年八月十三日から施行する。

○経済産業省令第四十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月八日

経済産業大臣　齋藤　健

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～七　［略］ 八　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の電子組立品であって、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。） イ　［略］ ロ　直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の電子組立品であって、次のいずれかに該当するもの（（一）及び（二）にあっては、レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。） （一）～（三）　［略］ （四）　（三）に該当する測定装置の電子組立品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの ハ・ニ　［略］ 九～十一　［略］	**第五条**　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～七　［略］ 八　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。） イ　［略］ ロ　直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（（一）及び（二）にあっては、レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。） （一）～（三）　［略］ （四）　（三）に該当する測定装置の組立品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの ハ・ニ　［略］ 九～十一　［略］

第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　マイクロプロセッサ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからカまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）、ＦＦＴプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであって、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。）

（一）・（二）　［略］

（三）　零下五五度以上一二五度以下の全ての温度範囲で使用することができるように設計したもの

第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　マイクロプロセッサ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからヲまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）、ＦＦＴプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであって、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。）

（一）・（二）　［略］

（三）　零下五五度以上一二五度以下のすべての温度範囲で使用することができるように設計したもの

ハ～ワ　［略］

カ　相補型金属酸化膜半導体集積回路であって、零下二六八・六五度以下の温度で作動するように設計したもの（ロに該当するものを除く。）

二　マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ヲ　［略］

ワ　周波数シンセサイザーを用いた電子組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

（一）～（七）　［略］

カ　［略］

三～九　［略］

十　アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダーを含む。）であって、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ・ロ　［略］

十一～十六の二　［略］

十七　半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品（次号に該当するものを除く。）

イ～ル　［略］

ヲ　ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキャン方式の露光装置であって、光源の波長が一九三ナノメートル以上のもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの（へ（一）２に該当するものを除く。）

（一）　ナノメートルで表した光源の波長に〇・二五を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値が四五以下のもの

（二）　同一装置による重ね合わせ精度の最大値が二・四ナノメートル以下のもの

ワ～タ　［略］

レ　半導体製造装置のうち、成膜装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　電気メッキ又は無電解メッキによりコバルトを成膜するように設計したもの

（二）　化学的気相成長法によりコバルトを充填するように設計したもの又は選択性のボトムアップ成膜を用いる化学的気相成長法によりタングステンを充填するように設計したもの

（三）～（五）　［略］

（六）　仕事関数金属（トランジスタの閾値電圧を制御するための材料をいう。以下同じ。）を原子層堆積法により成膜するように設計した装置であって、次の全てに該当するもの

１　二以上の金属の供給源を有するもののうち、アルミニウムの前駆体用に設計した供給源を一以上有するもの

［削る］

ハ～ワ　［略］

［新設］

二　マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ヲ　［略］

ワ　周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

（一）～（七）　［略］

カ　［略］

三～九　［略］

十　アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダーを含む。）であって、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ・ロ　［略］

十一～十六の二　［略］

十七　半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品（次号に該当するものを除く。）

イ～ル　［略］

ヲ　ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキャン方式の露光装置であって、光源の波長が一九三ナノメートル以上のもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの（へ（一）２に該当するものを除く。）

［新設］

ワ～タ　［略］

レ　半導体製造装置のうち、成膜装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　電気メッキによりコバルトを成膜するように設計したもの

［新設］

（二）　コバルト又はタングステンをボトムアップ成膜によって充填する工程において充填する金属の空隙又は継ぎ目の最大寸法が三ナノメートル以下となるように設計した化学的気相成長装置

（三）～（五）　［略］

（六）　仕事関数金属（トランジスタの閾値電圧を制御するための材料をいう。以下同じ。）の原子層堆積装置であって、次の全てに該当するもの

１　次の全てに該当するもの

一　二以上の金属の供給源を有するもののうち、アルミニウムの前駆体用に設計した供給源を一以上有するもの

［削る］

2　三〇度超の温度で作動するように設計した前駆体容器を有するもの

3　仕事関数金属を成膜するように設計した装置であって、次の全てに該当するもの

一・二　［略］

（七）～（九）　［略］

（十）　ウエハーの基板温度を五〇〇度未満に維持しながら、配線の全体又は絶縁膜と絶縁膜との隙間（幅が四〇ナノメートル未満のものに限る。）にタングステンを原子層堆積法により充填するように設計したもの

（二）に該当するものを除く。）

ソ～ナ　［略］

ラ　成膜装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　ウエハーが設置された空間とは異なる空間で発生させたラジカルにより化学反応を促進させることで成膜するものであって、シリコン及び炭素を含み、かつ、比誘電率が五・三未満の膜を、幅が七〇ナノメートル未満であり、当該幅に対する深さの比率が五倍を超え、かつ、パターンのピッチが一〇〇ナノメートル未満である水平方向の開口部に成膜するように設計したもの

二　四五度超の温度で作動するように設計した前駆体容器を有するもの

［新設］

2　仕事関数金属を成膜するよう設計した装置であって、次の全てに該当するもの

一・二　［略］

（七）～（九）　［略］

（十）　ウエハーの基板温度を五〇〇度未満に維持しながら、絶縁膜と絶縁膜との隙間（幅に対する深さの比率が五倍を超え、かつ、当該幅が四〇ナノメートル未満のものに限る。）にタングステン又はコバルトを空隙が生じないように充填するように設計した原子層堆積装置（（二）に該当するものを除く。）

ソ～ナ　［略］

ラ　四〇〇度超六五〇度未満の温度で成膜する装置又はウエハーが設置された空間とは異なる空間で発生させたラジカルにより化学反応を促進させることで成膜する装置であって、次の全てに該当するシリコン及び炭素を含む膜を形成するように設計したもの

（一）　五・三未満の比誘電率のもの

（二）　四〇〇度超六五〇度未満の温度で成膜するもの（シリコン及び炭素を含み、かつ、比誘電率が五・三未満の膜を、幅が七〇ナノメートル未満であり、当該幅に対する深さの比率が五倍を超え、かつ、パターンのピッチが一〇〇ナノメートル未満である水平方向の開口部に成膜するように設計したものに限る。）であって、次の全てに該当するもの（（一）に該当するものを除く。）

1　垂直方向に積み重なった複数のウエハーを保持するように設計されたボートを有するもの

2　二以上の垂直方向に伸びるインジェクターを有するもの

3　膜のシリコン原料及びプロペンが導入されるインジェクターと膜の窒素原料又は膜の酸素原料が導入されるインジェクターが異なるもの

［削る］

ム・ウ　［略］

ヰ　厚さが一〇〇ナノメートル超であり、かつ、応力が四五〇メガパスカル未満のカーボンハードマスクをプラズマを用いた化学的気相成長法により成膜するように設計した装置

ノ　［略］

オ　金属配線間の隙間（幅が二五ナノメートル未満であり、かつ、当該幅に対する深さの比率が一倍以上のものに限る。）に比誘電率が三・三未満の低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置

ク　［略］

ヤ　〇・〇一パスカル以下の真空状態において、高分子残さ及び銅酸化膜を除去し、かつ、銅の成膜を可能にするように設計した洗浄除去装置

（二）　水平方向の開口部の寸法が七〇ナノメートル未満のパターンにおいて当該寸法に対する深さの比率が五倍を超えるもの

（三）　パターンのピッチが一〇〇ナノメートル未満の構造のもの

ム・ウ　［略］

ヰ　厚さが一〇〇ナノメートル超であり、かつ、応力が四五〇メガパスカル未満のカーボンハードマスクをプラズマにより成膜するように設計した装置

ノ　［略］

オ　金属配線間の隙間（幅が二五ナノメートル未満であり、かつ、深さが五〇ナノメートル超のものに限る。）に比誘電率が三・三未満の低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置

ク　［略］

ヤ　〇・〇一パスカル以下の真空状態において、高分子残さ及び銅酸化膜を除去し、かつ、銅の成膜を可能にするように設計した装置

マ　複数のチャンバー又はステーションを有する洗浄除去装置であって、ドライプロセスにより表面の酸化物を除去する前処理を行うように設計したもの又はドライプロセスにより表面の汚染物を除去するように設計したもの

ケ・フ　［略］

十七の二・十七の三　［略］

十七の四　半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡であって、次のイからトまでの全てに該当するもの（国際半導体製造装置材料協会が定めたＳＥＭＩ規格に準拠したウエハーの搬送・保管容器（二〇〇ミリメートル以上のフロント・オープニング・ユニファイド・ポッド（ＦＯＵＰ）を含む。）用にウエハー搬入部を設計したものを除く。）

イ　ステージの位置決め精度が三〇ナノメートル未満のもの

ロ　レーザー干渉計によるステージ位置計測が可能なもの

ハ　レーザー干渉計による長さスケール計測に基づく視野の位置校正が可能なもの

ニ　画素数が二〇〇、〇〇〇、〇〇〇を超える画像の収集及び保存が可能なもの

ホ　画像を取得する際の視野の重なりが垂直方向及び水平方向で五パーセント未満のもの

ヘ　画像を結合する際の視野の重なりが五〇ナノメートル未満のもの

ト　加速電圧が二一キロボルトを超えるもの

十八～二十四　［略］

マ　複数のチャンバー又はステーションを有する装置であって、ドライプロセスにより表面の酸化物を除去する前処理を行うように設計したもの又はドライプロセスにより表面の汚染物を除去するように設計したもの（ウに該当するものを除く。）

ケ・フ　［略］

十七の二・十七の三　［略］

［新設］

十八～二十四　［略］

第七条　輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　電子計算機若しくはその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの電子組立品若しくは部分品

イ・ロ　［略］

二　［略］

三　デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ・ロ　［略］

ハ　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が七〇実効テラ演算を超えるもの（最大性能が七〇実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）

ニ～ヌ　［略］

四　電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品

イ～ハ　［略］

五　［略］

六　量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　量子計算機であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを三四個以上一〇〇個未満有するもので、ＣＮＯＴエラーが〇・〇〇〇一以下であるもの

第七条　輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　電子計算機若しくはその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ・ロ　［略］

二　［略］

三　デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ・ロ　［略］

ハ　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が七〇実効テラ演算を超えるもの（最大性能が七〇実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）

ニ～ヌ　［略］

四　電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品

イ～ハ　［略］

五　［略］

［新設］

（二）　完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを一〇〇個以上二〇〇個未満有するもので、C－NOTエラーが〇・〇〇一以下であるもの

（三）　完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを二〇〇個以上三五〇個未満有するもので、C－NOTエラーが〇・〇〇二以下であるもの

（四）　完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを三五〇個以上五〇〇個未満有するもので、C－NOTエラーが〇・〇〇三以下であるもの

（五）　完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを五〇〇個以上七〇〇個未満有するもので、C－NOTエラーが〇・〇〇四以下であるもの

（六）　完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを七〇〇個以上一、一〇〇個未満有するもので、C－NOTエラーが〇・〇〇五以下であるもの

（七）　完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを一、一〇〇個以上二、〇〇〇個未満有するもので、C－NOTエラーが〇・〇〇六以下であるもの

（八）　完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを二、〇〇〇個以上有するもの

ロ　物理量子ビットのアレイを含む量子ビットデバイス又は量子ビット回路であって、イに該当する貨物のために特に設計したもの

ハ　量子制御部品又は量子測定デバイスであって、イに該当する貨物のために特に設計したもの

第十九条　［略］

２　［略］

３　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

七　走査型電子顕微鏡により取得した画像からGDSⅡデータ又はこれと同等の標準レイアウトデータを抽出し、当該データの層間位置合わせ機能を実行し、多層のGDSⅡデータ又は回路のネットリストを生成するために設計したプログラム

八　ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAAFET）の構造を有する集積回路又は半導体素子の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれにも該当しないもの

イ　プロセスデザインキット（第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術を実装するライブラリが含まれているものを除く。）

ロ　ツールの認定又は保守に用いるもの

４・５　［略］

第二十条　外為令別表の八の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る技術（プログラムを除く。）を除く。）とする。

一　第七条第一号から第五号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）

二　第七条第一号から第五号までのいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

第十九条　［略］

２　［略］

３　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

［新設］

［新設］

４・５　［略］

第二十条　外為令別表の八の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る技術（プログラムを除く。）を除く。）とする。

一　第七条各号に該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）

二　第七条各号に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

三　第七条第六号ロ若しくはハに該当するもの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	［新設］
四　第七条第六号ロ若しくはハに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）	［新設］
2　外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。	2　外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。
一　［略］	一　［略］
二　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	二　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
三・四　［略］	三・四　［略］
五　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）	五　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）
六・七　［略］	六・七　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。